

グループ名 ・代表者名	市民と科学者の内部被曝問題研究会 汚染環境・測定部 矢ヶ崎 克馬	助成金額	30 万円
連絡先など	yagasaki888@gmail.com		
助成のテーマ	福島原発事故による内部被曝問題の研究と市民科学者の育成		

## 【調査研究・研修の概要】

ねらい

- ・放射能汚染について基礎的な知識を獲得する。
- ・設置されたモニタリングポストの値を検証する。
- ・日本の汚染の現状をチェルノブイリ等と比較し、日本の放射線防護の問題点を明らかにする。

手段

- ・学習会を行う
- ・モニタリングポスト測定チームを編成 測定の実施 公表
- ・理論的解析を進める

成果等

- ・学習会、講演会を多数回行ったが、系統的な体系的な教育が不十分であった
- ・モニタリングポストの実態を暴いて、国や福島県に対する是正措置を要求した。
- ・国連人権理事会に対して現状を報告した。

## 【調査研究・研修の経過】

2012年5月：測定所訪問

8月：部内学習会：

9月～：モニタリングポスト測定開始

10月：記者会見

11月：日本とチェルノブイリの汚染比較図を発表

12月：国連人権委員会と接見

2013年3月：汚染の実態と基本的人権要求発表

## 【今後の展望など】

- (1) 市民の力も結集して日本の真の汚染図を作成する必要がある。
- (2) 放射線から防護される基本的人権の要求を市民運動として展開する必要がある。

会計報告書の概要 (金額単位：円)			充当した資金の内訳		
支出費目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費	測定のための旅費	700,000	300,000	100,000	300,000
合 計		700,000	300,000	100,000	300,000

## 参考文献(ウェブサイトや書籍、成果物など)(成果)

- (1) 原発事故の影響を受けたがれき等の広域処理に関する提言
- (2) 体内の放射能汚染の数値が低い又はND(不検出)だから大丈夫か？  
ーホールボディカウンターは「内部被曝隠し」の仲立ちになる恐れがあるー
- (3) 日本政府はチェルノブイリ周辺住民と同様な基準で住民を保護する義務がある

『福島原発事故による内部被曝問題の研究と市民科学者の育成』

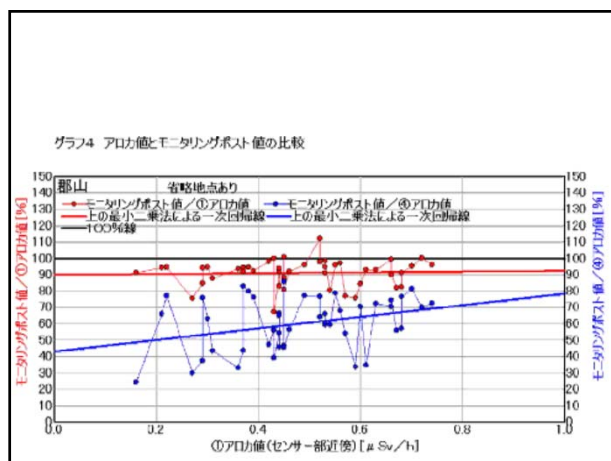
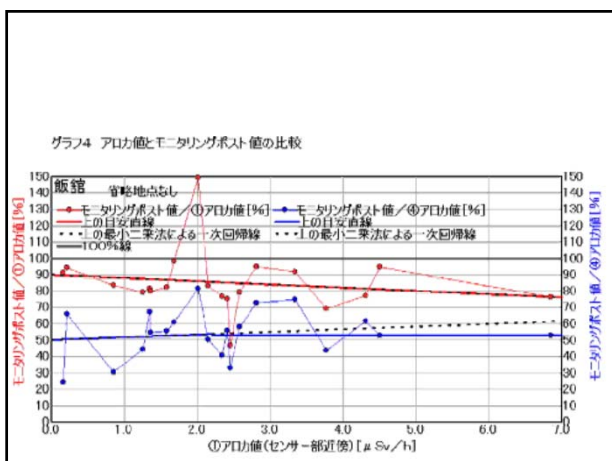
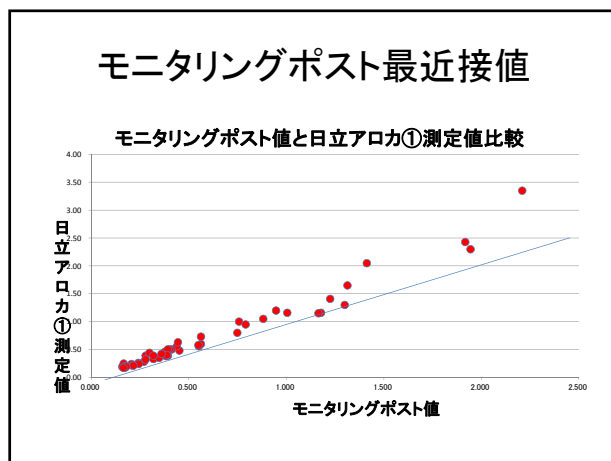
市民と科学者の内部被曝問題研究会  
 汚染環境・測定部  
 矢ヶ崎克馬

【助成金額30万円】



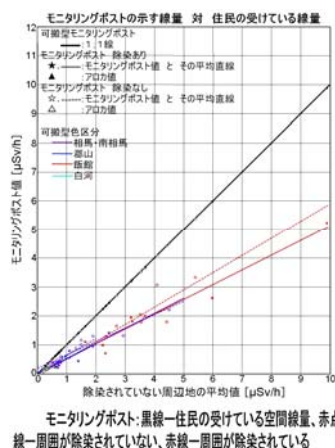
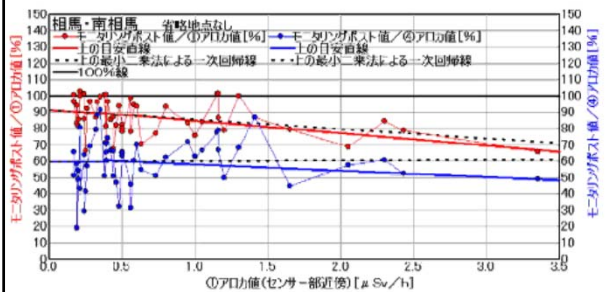
測定の方法

- ①センサー部に出来るだけ近づけての測定
- ②センサーより2m離れたでの測定、高さ1m
- ③センサーより5m離れたでの測定、高さ1m
- ④周辺の土部の平均値、高さ1m 4ポイントの平均値



## 赤最近接 青住民被曝量に対し

グラフ4 アロカ値とモニタリングポスト値の比較



## ウクライナ・ベラルーシ・ロシア 法定汚染ゾーン

	kBq/m <sup>2</sup>	Ci/km <sup>2</sup>	mSv/年
移住義務	555—	15—	5—
移住権利	185—555	5—15	1—5
管理強化	37—185	1—5	

セシウム137

年間被曝量

1991年制定

年間1mSv以上を移住対象

## チェルノブイリ法

市民を保護するための法律

- ①年間1mSv以上で 移住権利
- ②年間5mSv以上で 「住んではいけません」「作物も作ってはいけません」

- (1) 外部被曝と内部被曝 6:4  
外部被曝→空間線量  
内部被曝→食べ物と空気
- (2) 空間線量が3mSv →被曝量 5mSv
- (3) セシウム等の土地汚染で定義

- 2011年12月 6000万ベクレル/時
- 2012年 1月 7000万ベクレル/時
- 2月 1000万ベクレル/時
- .....2号機建屋をカーテンでふさいだから
- 3月 1000万ベクレル/時
- 4月 1000万ベクレル/時
- 5月 750万ベクレル/時
- 6月 1000万ベクレル/時

2011年12月 6000万ベクレル/時

2012年 1月 7000万ベクレル/時

2月 1000万ベクレル/時

.....2号機建屋をカーテンで

ふさいだから

3月 1000万ベクレル/時

4月 1000万ベクレル/時

5月 750万ベクレル/時

6月 1000万ベクレル/時

1ミリシーベルト以上の汚染地は  
チェルノブイリより広い

膨大な面積

たくさんの人が被曝され続けている

汚染食品が供給され続ける

海にも

かつて経験したことの無い「汚染」

### 東電事故の特徴

- (1)チェルノブイリは事故後定常状態に  
東電は未だに噴出
- (2)外部被曝は空間線量による  
空間線量と土地汚染は直線関係
- (3)被曝環境はますます深刻に

日本市民は**主権者**になっているか？

チェルノブイリ周辺国

- (1) **正直に汚染状況とその危険を**知らせて
- (2)住民に**自分の生き方を選択する権利**を  
与えている
- (3)移住の権利は**通常の公衆に対する限界値**  
:**1ミリシーベルト**
- (4)被曝:土地から60%、内部被曝から40%

### 健康に生きる基本的人権

憲法25条:すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

日本では

- (1) **汚染状況は可能な限り過小評価**
- (2) **10人の子どもに甲状腺がん**  
**秘密会議**「放射線と関係付けるな」
- (3) 1mSv→20mSv 「安全だ、復興だ」
- (4) 権利もなし、信頼もされていない、  
パニックの民(安定ヨウ素剤)
- (5) 半永久的な汚染に対して  
「100年の計」が立てられているか

### 分析的論考

1. 広域がれき処理
  2. 放射線測定値と体内被曝量
  3. モニタリングポスト
  4. チェルノブイリとの汚染度比較
  5. チェルノブイリ法と基本的人権
- その他